



令和5年11月14日

東京労働局長
美濃 芳郎 殿

東京地方最低賃金審議会
会長 都留 康

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業ほか1件に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年9月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかつたので答申する。

記

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

東京都自動車小売業（新車）最低賃金